

15/07

浜 環 政 第 113 号
令和 4 年 11 月 25 日

静岡県知事 川勝 平太 様

浜松市長 鈴木 康友



「(仮称) 浜松市沖洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書」
に関する意見について

令和 4 年 11 月 2 日付で意見照会のあった標記計画段階環境配慮書に対し、発電所の設置又は変更の工事に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成 10 年 6 月 12 日通商産業省令第 54 号)第 14 条第 4 項及び静岡県環境影響評価条例第 37 条の 2 第 2 項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を別紙のとおり述べます。

浜松市環境部環境政策課

〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目 1-10

電話：053-453-6146 FAX：050-3606-4345

e-mail：kankyous@city.hamamatsu.shizuoka.jp

(仮称) 浜松市沖洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書
に関する市長意見

I 全般事項

1 ゾーニング計画との整合

今後の事業計画の検討に当たっては、浜松市風力発電ゾーニング計画（平成31年3月公表）を踏まえた上で計画段階配慮事項に係る重大な環境影響の程度を整理し、その結果を風力発電設備（海底ケーブル等の付帯設備を含む。以下同じ。）の構造・配置又は位置・規模（以下、「配置等」という。）の決定に反映すること。

また、環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）においては、配置等を可能な限り明確にするとともに、検討経緯及びその内容を記載すること。

2 最新の知見の導入について

今後の事業計画の検討に当たっては、風力発電設備や環境保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避・低減に努めること。

3 陸域の事業計画について

配慮書では、海底ケーブルが接続する陸域の施設が事業実施想定区域に含まれていないが、本事業計画のため一体的に整備される陸域の施設についても事業の一部と考えられることから、方法書以降の図書においては陸域の施設についても海域の施設と同様に調査、予測及び評価を行うこと。

4 他の風力発電事業との関係について

事業実施想定区域及びその周辺において他の風力発電事業が計画されていることから、可能な限り情報収集を行い、想定される累積的影響について考慮すること。

5 漁業者等、事業実施想定区域の既利用者の意見を踏まえた事業計画について

風力発電設備の設置により、事業実施想定区域における漁業、船舶の利用等に影響を及ぼすことが懸念されるため、漁業者をはじめとする既利用者や地域住民に対し、事業内容や事業がこれらに及ぼす影響について説明し、意見を聴取した上で、具体的な事業計画を検討すること。

6 地域住民等に対する情報提供について

本事業の実施に関しては、地域住民、事業実施想定区域の既利用者及び関係団体等に対して、環境影響評価の調査結果等について、積極的な情報提供や丁寧な説明

を行い、合意形成を図ること。

7 大型化する台風・南海トラフ地震等を考慮した設計について

地球温暖化の進行に伴い、これまでより大型で強い勢力をもった台風が発生するとの知見があり、また、本市の海岸域では南海トラフ地震による津波の発生が予想されている。これらの自然災害による風力発電設備の倒壊・破損や、倒壊した設備による海底や海岸への被害が懸念される。

このため、設備の設計に当たっては、事業実施想定区域とその周辺の今後の気象状況や、予想される地震・津波災害の影響を考慮すること。また、設備が倒壊した場合には、倒壊した風力発電設備が陸域に流入することによる被害が生じないように配慮した設計とすること。

8 事業計画の見直しについて

下記の個別事項について、環境影響を回避又は十分に低減できない場合には、風力発電設備の配置等の再検討、事業実施想定区域の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

II 個別事項

1 騒音、超低周波音及び風車の影について

事業実施想定区域の周辺に住宅が存在しているため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、騒音及び超低周波音、風車の影による影響を回避・低減するよう配慮すること。

2 動物、植物、生態系について

- (1) 遠州灘海岸、天竜川、浜名湖へはコアジサシが飛来し、天竜川中州、遠州灘海岸での営巣が確認されている。工事の実施や風力発電設備の存在及び稼働が、コアジサシの飛来や繁殖に影響を及ぼす懸念があることから、専門家の指導を受け、たうえで調査、予測及び評価を行い、影響を回避・低減するよう配慮すること。
- (2) 事業実施想定区域とその周辺には、重要野鳥生息地の浜名湖・遠州灘が存在し多くの鳥類が生息している。工事の実施、風力発電設備の稼働や存在により、バードストライク等の影響を及ぼす懸念があることから、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家の指導を受け、たうえで調査、予測及び評価を行い、影響を回避・低減するよう配慮すること。
- (3) 事業実施想定区域及びその周辺は市指定天然記念物「浜松海岸のアカウミガメ及びその産卵地」に指定されている。工事の実施時及び施設の稼働時に発生する騒音、振動、海水の濁り及び海流の方向、流速、水温等の海況の変化や照明によ

り、アカウミガメの生息、上陸、産卵に影響を及ぼすことが懸念されることから、専門家の指導を受けたうえで調査、予測及び評価を行い、影響を回避・低減するよう配慮すること。

- (4) 工事の実施及び風力発電設備の存在により、海流の方向、流速、水温、水の濁り等の海況の変化や騒音・電磁波が生じ、動植物の生態系に影響を及ぼすことが懸念されることから、海中・浜名湖の生態系及び海況等について調査、予測及び評価を行い、影響を回避・低減するよう配慮すること。

3 景観、人と自然とのふれあいの活動の場について

- (1) 市の海岸には日本三大砂丘の一つである中田島砂丘が存在し、風によって描かれる風紋と一面に広がる遠州灘を望むことが出来る。この雄大な景色から、映画やプロモーションビデオの撮影地として利用されるほか、砂丘の西隣は浜松まつりの凧揚げ会場であり、市の主要な観光資源の一つとなっている。

これらをはじめとした市の景観資源の利用に大きな影響を及ぼす可能性があることから調査、予測及び評価を行い、影響を回避・低減するよう配慮すること。

- (2) 市沿岸の遠州灘は波・風に恵まれ年間を通して温暖であり、サーフィン等マリンスポーツの聖地として推進イベントや大会の誘致を行っている。

風力発電設備の設置による海流等の変化により、これらマリンスポーツによる海域の利用に影響を及ぼすことが懸念されることから、事業実施想定区域とその周辺の海況の変化について、調査、予測及び評価を行い、影響を回避・低減するよう配慮すること。

- (3) 日常における景観の変化が地域住民にとっては重要と考えられることから、調査対象地点として主要な眺望点の他に生活の場からの眺望点を加えて、景観の変化に関する調査、予測及び評価を行うこと。

4 廃棄物等

事業終了後に風力発電設備を撤去する場合、大量の廃棄物の発生が想定され、この廃棄物が環境に影響を及ぼすことが懸念される。また、稼働期間中には風力発電設備の腐食・摩耗等の劣化やそれを防ぐための整備が想定されることから、廃棄物の処分方法等や設備の劣化を事前に検討し、廃棄物等が影響を及ぼす環境要素について調査、予測及び評価を行い、影響を回避・低減するよう配慮すること。